

豊中市条例第 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例（昭和 3 7 年豊中市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
目次 第 1 章～第 3 章の 2 （省 略） 第 4 章～第 7 章 （省 略） 附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第 2 9 条 火災に関する<u>警報</u>が発せられた場合における火の使用については，次の各号に定めるところによらなければならない。 （1）～（5） （省 略） <u>（6） 屋内において裸火を使用するときは，窓，出入口等を閉じて行うこと。</u> （住宅における火災の予防の推進） 第 2 9 条の 7 市は，住宅における火災の予防を推進するため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 （1） 住宅における出火防止，火災の早期発見，初期消火，延焼防止，通報，避難等に資する住宅用防災機器<u>その他の</u>物品，機械器具及び設備の普及の促進 （2） （省 略）	目次 第 1 章～第 3 章の 2 （省 略） <u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 2 9 条の 8 ・第 2 9 条の 9）</u> 第 4 章～第 7 章 （省 略） 附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第 2 9 条 火災に関する<u>警報（法第 2 2 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u>が発せられた場合における火の使用については，次の各号に定めるところによらなければならない。 （1）～（5） （省 略） （住宅における火災の予防の推進） 第 2 9 条の 7 市は，住宅における火災の予防を推進するため，次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 （1） 住宅における出火防止，火災の早期発見，初期消火，延焼防止，通報，避難等に資する住宅用防災機器，<u>感震ブレーカーその他の</u>物品，機械器具及び設備の普及の促進 （2） （省 略）

(現 行)	(改 正 後)
2 (省 略) 第4章 (省 略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 (省 略) 2 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) <u>火災とまぎらわしい煙</u>又は火災を発するおそれのある行為	2 (省 略) <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u> <u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> <u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> <u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u> <u>第29条の9 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> 第4章 (省 略) (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 (省 略) 2 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1) <u>たき火その他の火災と紛らわしい煙</u>又は火災を発するおそれのある行為

(現 行)	(改 正 後)
(2) ~ (5) (省 略)	(2) ~ (5) (省 略)

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。